

静岡県監査基本計画

静岡県監査委員監査基準に基づき、静岡県監査基本計画を定める。

第1 監査基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 経済性、効率性及び有効性に視点を置き、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項を毎年度選定し、重点的に監査する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (6) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (7) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

第2 監査等の種類毎の実施概要

1 財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項及び同法第252条の11第4項）

(1) 財務に関する事務の執行

予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性などについて監査する。特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか、情報処理システムが効率的に運用されているかなどに配慮する。

また、共同設置機関が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び開

係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理について同様に監査する。

(2) 工事技術

工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているかなどについて監査する。

(3) 公営企業の経営に係る事業の管理

事業の執行に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているかなど経営の効率性について監査する。また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるかなどに配慮する。

(4) 内部統制の整備状況及び運用状況

翌年度の内部統制評価報告書審査の実施に向け、監査対象機関における内部統制の整備状況及び運用状況について確認する。

2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

(1) 県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかどうかなどについて監査する。

(2) 内部統制の整備状況及び運用状況

翌年度の内部統制評価報告書審査の実施に向け、監査対象機関における内部統制の整備状況及び運用状況について確認する。

3 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

(1) 財政的援助、出資及び支払保証を受けている団体に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているかなどについて監査する。

(2) 県が受益権を有する不動産の信託に関する受託者及び指定管理者に対し、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているかなどについて監査する。

4 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているかなどについて審査する。

5 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているかなどについて検査する。

6 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

- 7 健全化判断比率等審査（地方公共団体財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）
 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が法令等に基づき適切に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどについて審査する。
- 8 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）
 知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。
- 9 その他の監査
- (1) 指定金融機関等の監査（地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）
 監査委員が必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときに実施する。
- (2) その他の監査
 次に掲げる監査については、その請求又は要求があるときに実施する。
 ア 直接請求による監査（地方自治法第75条）
 イ 議会の要求による監査（地方自治法第98条第2項）
 ウ 知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項）
 エ 住民の監査請求による監査（地方自治法第242条）
 オ 職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の2第3項）

第3 監査の実施方法による区分

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）
 每会計年度期日を定めて、財務監査及び行政監査を併せて実施する。
- (2) 隨時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
 監査委員が必要があると認めるとき、財務監査を隨時に実施する。
- (3) 臨時監査（地方自治法第199条第2項）
 (1) の定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、行政監査を適時に実施する。

第4 静岡県監査委員監査基準第7条に基づく監査等の種類、対象、時期、実施体制

監査等の種類	監査対象	監査時期	実施体制
財務監査 (地方自治法第199条第1項、第4項、第5項)	1 知事部局の本庁各課及び出先機関 2 企業局の本庁各課及び出先機関 3 がんセンター局 4 教育委員会事務局	本庁各機関（以下「本庁等」という。） は、原則として7月から8月までの間に、本庁等以外の各出先機関 (以下「出先機関等」)	原則として、監査委員が対象機関に臨場して行う。（以下「実地監査」という。）この場合、監査委員2人（識見委員1人、議員

	<p>の本庁各課、教育事務所及び教育機関</p> <p>5 警察本部の本庁各課（隊、所、学校）及び警察署</p> <p>6 各種委員会等事務局の各課</p>	<p>という。）は、5月から翌年3月までの間に定期監査として実施するものとし、期日について毎年度の監査実施計画により定める。また、随時監査として実施する場合は、その都度定める。。</p>	<p>選任委員1人）ずつの2班編成により行う。ただし、監査委員が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>また、出先機関等の一部は、毎年度の監査実施計画により、書面による監査（以下「書面監査」という。）により行うことができる。</p>
行政監査 (地方自治法第199条第2項)	財務監査と同時に定期監査として実施する場合は、財務監査に準ずるものとし、臨時監査として実施する場合は、その都度定める。	同左	同左
財政的援助団体等監査 (地方自治法第199条第7項)	県が補助金、貸付金等の財政的援助を行った団体、県が資本金の4分の1以上を出資している団体、県と県が2分の1以上出資している1以上の団体で合せて4分の1以上出資している団体、県が受益権を有する不動産の信託に関する受託者及び県が公の施設の管理を委託又は指定した団体	毎年度の監査実施計画により定める	原則として、書面監査により行う。ただし、重大事案が発生するなど、監査委員が必要と認めるときは、実地監査により行うものとし、財務監査に準じて行う。
決算審査及び基 金運用状況審査 (地方自治法第233条第2項、第 241条第5項、地 方公営企業法第 30条第2項)	<p>対象会計・基金</p> <p>1 一般会計及び特別会計（普通会計）</p> <p>2 流域下水道事業会計</p> <p>3 工業用水道事業会計、水道事業会計及び地域振興整備事業</p>	知事からの審査依頼に基づき、本庁等の財務監査に併せて行う。	本庁等の財務監査に準じて行う。

	会計 4 静岡がんセンター 事業会計 5 県立美術博物館建設基金		
例月出納検査 (地方自治法第235条の2)	対象会計・基金・歳入歳出外現金 1 一般会計及び特別会計(普通会計) 2 流域下水道事業会計 3 工業用水道事業会計、水道事業会計及び地域振興整備事業会計 4 静岡がんセンター事業会計 5 基金 6 歳入歳出外現金	毎月25日から月末までの間に実施するものとし、実施日は毎年度の監査実施計画により定める。	検査は、原則として識見委員2人による書面により行う。ただし、監査委員が必要と認めるときは、この限りでない。
健全化判断比率等審査 (財政健全化法第3条第1項、第22条第1項)	対象指標 1 実質赤字比率 2 連結実質赤字比率 3 実質公債費比率 4 将来負担比率 5 資金不足比率	知事からの審査依頼に基づき、実施する。	面接又は書面により、別に定めるところにより行う。
内部統制評価報告書審査(地方自治法第150条第5項)	知事等が作成した内部統制評価報告書	知事等からの審査依頼に基づき、実施する。	面接又は書面により、別に定めるところにより行う。
その他の監査	その都度定める	その都度定める	その都度定める